

高炉台公園売店使用者募集要項

1 対象施設

(1) 所在地

北九州市八幡東区中央三丁目9番 高炉台公園内

(2) 施設の用途及び面積等

売店 約 41㎡

(3) 使用可能な設備等

上水道・排水・電力

その他のものは、現況渡しとする

2 申込者の資格

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと

3 使用条件

(1) 営業開始日

許可日から令和8年6月末日までに営業を開始すること

(2) 使用期間

許可日から当該許可日の属する年度の3月31日までとする

ただし、当該期間の経過後は、1年以内において期間を更新できるものとし、その後も同様とする

(3) 施設の使用料

ア 1月につき20,000円

なお、許可の期間が1月に満たないとき、又は許可の期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する

イ 使用料は、許可の際納入すること。ただし、許可の期間が1年を超える場合は次年度以降の使用料は、当該年度の4月末日までに納入すること

(4) 留意事項

ア 使用により公園管理者に損害を与え、又は第三者と紛議を生じたときは損害を賠償し又は紛議を解決すること

イ 公園に関する工事等のため必要があるときは、許可期間中であっても移転、除却させることがある。その場合の費用は申請者の負担とする。ただし、やむ

を得ない事情があると市が認めた場合はこの限りではない

- ウ 使用期間が満了した場合又は使用を中止し、若しくは取り消された場合は、直ちに原状に回復し検査を受けること
- エ 本市が貸与する備品以外に営業に必要な備品等については、使用者の負担により準備すること
- オ 本市が貸与する備品について、故障や不具合が発生した場合は、使用者の負担により修繕すること
- カ 施設や備品等を改造又は改修する際は、事前に本市と協議すること
- キ アルコールやたばこなど、公園利用にそぐわない物品の販売は行わないこと
- ク 営業面において、衛生、防災、利用者に対するサービスその他施設の公共性を認識するとともに、売店の管理運営に十分な対応を図り得る責任者を配置すること
- ケ 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理等を徹底すること
- コ 光熱水費、消耗品費その他営業に係る経費については、すべて使用者の負担とする
- サ 本市から、使用状況等について随時に報告を求めることがある

4 申込手続き

(1) 必要書類

次のア及びイを各1部提出すること

- ア 高炉台公園売店使用申込書（別紙様式）
- イ 事業計画書
 - ① スケジュール
 - ② レイアウト（バックヤード等を含む）
 - ③ 営業時間
 - ④ 従業員配置計画
 - ⑤ 販売品目
 - ⑥ 営業開始にかかる費用（内訳を含む）及びその資金計画
 - ⑦ 広報・宣伝計画

(2) 受付期間

令和8年3月9日から同年3月23日まで（土日祝日を除く）

(3) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（午後0時から午後1時までの時間を除く）

(4) 提出方法
直接持参

(5) 申込書の交付場所、提出場所及び提出先
北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
北九州市八幡東区まちづくり整備課管理係
電話 093-671-0803

5 使用者の選定

- (1) 資格を満たす複数の者から申込があった場合は、八幡東区まちづくり整備課において総合的に審査し選定する
- (2) 選定した申込者に対象施設の使用を許可する

6 その他

- (1) 申込書類等にかかる経費については、申込者の負担とする
- (2) 提出された申込書類等は返却しないものとする